熊本県公報

号外　第43号
平成17年9月29日（木）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

公　告
○公の施設における指定管理者の募集（熊本県総合福祉センター）（健康福祉政策課）1
○　〃　（熊本県健康センター）（健康づくり推進課）3
○　〃　（熊本県身体障害者福祉センター）（障害者支援総室）4
○　〃　（熊本県環境センター）（環境政策部）6
○　〃　（熊本県天草ビジターセンター）（自然保護課）8
○　〃　（熊本県鳥獣保護センター）（　〃　）9
○　〃　（熊本県伝統工芸館）（商工政策課）11
○　〃　（熊本県産業展示場）（　〃　）12
○　〃　（熊本県農業公園）（農　政　課）14
○　〃　（熊本県阿蘇みんなの森）（森林整備課）16
○　〃　（樋合漁港漁港利用調整施設）（漁　港　課）18
○　〃　（牛深漁港漁港浄化施設）（　〃　）19
○　〃　（熊本港コンテナターミナル）（港　湾　課）21
○　〃　（八代港コンテナターミナル）（　〃　）22
○　〃　（三角港波多マリーナ）（　〃　）24
○　〃　（熊本北部流域下水道）（下水道課）26
○　〃　（球磨川上流流域下水道）（　〃　）27
○　〃　（八代北部流域下水道）（　〃　）29
○　〃　（熊本県営住宅）（住　宅　課）31
○　〃　（水前寺江津湖公園広木地区）（都市計画課）32
○　〃　（熊本県テクノ中央緑地）（　〃　）34
○　〃　（水俣広域公園）（　〃　）35
登　載　依　頼
○公の施設における指定管理者の募集（熊本県民総合運動公園）（教育委員会）37
○　〃　（熊本県営八代運動公園）（　〃　）39
○　〃　（藤崎台県営野球場）（　〃　）41
○　〃　（熊本県立総合体育館）（　〃　）42
○　〃　（熊本県総合射撃場）（　〃　）44
○　〃　（熊本武道館）（　〃　）46

公　告

熊本県公告第710号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（1）　名称

熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）

（2）　場所

熊本県熊本市南千反畑町3番7号

（3）　施設の規模等

ア　敷地面積　2,193.01平方メートル（屋外駐車場　518.73平方メートルを含む。）

イ　主な建物　福祉センター（鉄筋鉄骨コンクリート造　地下1階　地上5階建、延床面積5,790.70平方メートル）

（4）　施設の概要

福祉センター（入居団体事務室、受付、管理事務室、熊本県高齢者総合相談センター、熊本県介護実習・普及センター、熊本県ボランティアセンター、熊本県福祉人材・研修センター、会議室、研修ホール、電気室、機械室、地下駐車場、屋外駐車場）

2　指定管理者が行う業務

（1）　社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務

（２）　福祉センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
（３）　（２）に係る利用料金の収受
（４）　福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
（５）　その他社会福祉の増進に必要な業務
（６）　指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　熊本県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　法人その他の団体又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
ウ　禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
エ　公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5　申請の手続
（１）　提出書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ　参加資格に関する申立書
エ　法人等であることを証する書類
（ア）　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（イ）　当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
オ　申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　熊本県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
郵便番号862-8570　熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班（熊本県庁行政棟新館3階）
電話番号096-383-1111（内線7028、7014）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）とする。
郵送の場合は、書留郵便により平成17年11月11日（金）の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
（４）　提出部数
10部（正本1部、副本9部）

6　募集要項の交付
　５の（２）に掲げる場所で、平成17年9月29日（木）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）の間に、交付する。
　なお、募集要項等を郵送希望される場合は、390円分の切手を貼ったあて先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4版用）を同封のうえ、５の（２）に掲げる場所に請求すること。
7　現地説明会
（１）　開催日時
　　平成17年10月14日（金）　午前10時から正午まで
（２）　開催場所
　　熊本県熊本市南千反畑町3番7号
　　熊本県総合福祉センター　3階　「第3会議室」
（３）　その他
　　現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成17年10月11日（火）の午後5時までに５の（２）の場所に提出すること。
8　問い合わせ先
　５の（２）に同じ。

熊本県公告第711号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
　　熊本県健康センター（以下「健康センター」という。）
（２）　場所
　　熊本県熊本市東町四丁目11番1号
（３）　施設の規模等
　ア　敷地面積　8,914.13平方メートル
　イ　主な建物　本館棟（鉄筋コンクリート造　地下1階　地上3階建、延床面積5,294.22平方メートル）、訓練棟（鉄筋コンクリート造　地上3階建、延床面積1,068.78平方メートル）
（４）　施設の概要
　ア　本館棟（事務室、入居団体事務室、難病相談・支援センター、大研修室、小研修室、栄養指導室、会議室、トレーニング室、健康教育展示コーナー、機械室）
　イ　訓練棟（実地指導訓練室、ランニングデッキ）
2　指定管理者が行う業務
（１）　健康に関する教育及び研修を行うための施設及び設備の提供に関する業務
（２）　健康づくりのための施設の提供に関する業務
（３）　保健医療に関する情報の提供業務
（４）　施設の使用許可に関する業務（行政財産目的外使用許可に関する業務を除く。）
（５）　施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
（６）　指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
　平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
　次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　熊本県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
　　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　法人その他の団体又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　イ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者

ウ　禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
エ　公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

5　申請の手続

（1）　提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア　指定管理者指定申請書
イ　熊本県健康センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ　参加資格に関する申立書
エ　法人等であることを証する書類
（ア）　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（イ）　当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　熊本県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し

（2）　申請書の提出先

郵便番号 862-8570　熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康づくり推進課　健康づくり企画・栄養班（熊本県庁行政棟新館4階）
電話番号 096-383-1111（内線 7074）

（3）　提出期間

平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（持参の場合、県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）とする。
郵送の場合は、書留郵便により平成17年11月11日（金）の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

（4）　提出部数

10部（正本1部、副本9部）

6　募集要項の交付

5の（2）に掲げる場所で、平成17年9月29日（木）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）の間に、交付する。
なお、募集要項等を郵送希望の場合は、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4版用）を同封のうえ、5の（2）に掲げる場所に請求すること。

7　現地説明会

（1）　開催日時

平成17年10月17日（月）　午後2時から午後4時まで

（2）　開催場所

熊本県熊本市東町四丁目11番1号
熊本県健康センター3階　大会議室

（3）　その他

現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成17年10月7日（金）の午後5時までに5の（2）の場所に提出すること。

8　問い合わせ先

5の（2）に同じ。

熊本県公告第712号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（1）　名称

熊本県身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）
（２）　場所
熊本県熊本市長嶺南二丁目3番2号
（３）　施設の規模等
ア　敷地面積　14,491.17平方メートル（グラウンド6,616平方メートルを含む。）
イ　主な建物　本館（鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積4,030.98平方メートル）、体育館（鉄筋コンクリート造1階建て、延床面積983.495平方メートル）
（４）　施設の概要
本館（ホール、事務室、プレイルーム、娯楽室、宿泊室、点字図書館、会議室、調理室、聴覚障害者情報提供センター等）、体育館（アリーナ、倉庫、トイレ）

２　指定管理者が行う業務
（１）　身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務
（２）　センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
（３）　（２）に係る利用料金（体育館に限る。）の収受
（４）　センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
（５）　指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

３　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

４　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人であること。
（１）　熊本県内に事業所を有する社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。
（２）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　法人又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
ウ　禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
エ　公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

５　申請の手続
（１）　提出書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　熊本県身体障害者福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ　参加資格に関する申立書
エ　当該法人の定款、登記事項証明書及び印鑑証明書
オ　申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　熊本県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部障害者支援総室　施設・指導班（熊本県庁行政棟新館2階）
電話番号096-383-1111（内線7157）

（３）　提出期間
　　平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）とする。
　　郵送の場合は、書留郵便により平成17年11月11日（金）の午後5時までに必着とする。
　　電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
（４）　提出部数
　　10部（正本1部、副本9部）
6　募集要項の交付
　５の（２）に掲げる場所で、平成17年9月29日（木）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）の間に、交付する。
　なお、募集要項等を郵送希望される場合は、390円分の切手を貼ったあて先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4版用）を同封のうえ、５の（２）に掲げる場所に請求してください。
7　現地説明会
（１）　開催日時
　　平成17年10月13日（木）　午前10時から正午まで
（２）　開催場所
　　熊本県熊本市長嶺南二丁目3番2号
　　熊本県身体障害者福祉センター　2階会議室
（３）　その他
　　現地説明会への参加を希望される場合は、法人の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成17年10月7日（金）の午後5時までに５の（２）の場所に提出すること。
8　問い合わせ先
　５の（２）に同じ。

熊本県公告第713号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
　　熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）
（２）　場所
　　熊本県水俣市明神町55番1号
（３）　施設の規模等
　ア　敷地面積　30,007平方メートル
　イ　主な建物　本館
　　（鉄筋コンクリート2階建て、延床面積1,655平方メートル）
（４）　施設の概要
　　展示室、環境シアター、学習ルーム、情報プラザ（図書室）、会議室等
2　指定管理者が行う業務
（１）　環境センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
　　（保守点検、植栽管理、清掃、警備、修繕）
（２）　前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
　平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
　次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
　　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続
（１）　申請書類
　　申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
　ア　指定管理者指定申請書（別紙様式1）

イ　熊本県環境センター指定管理者事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（ウ）　「会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面

（２）　申請書の提出先
熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室（県庁新館5階）
郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111（内線7321）

（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月10日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

（４）　提出部数
2部（正本及びその写し）

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
平成17年9月29日（木）から平成17年11月10日（木）までの間に、５の（２）に掲げる場所で交付する。

8　現地説明会
（１）　日時
平成17年10月14日（金）午後2時

（２）　場所
環境センター会議室

（３）　その他
説明会へ参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、環境センターの維持管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第 714 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年 9 月 29 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（1）　名称

熊本県天草ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）

（2）　場所

熊本県上天草市松島町合津 6311 番 1 号

（3）　施設の規模等

ア　敷地面積　11,410.50 平方メートル（駐車場　約 3,000 平方メートルを含む）

イ　主な建物　ビジターセンター（鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積 427.43 平方メートル）

（4）　施設の概要

ビジターセンター（事務室、カウンター、レクチャールーム、企画展示コーナー、機械室、倉庫）、公衆トイレ、ポンプ室、駐車場

2　指定管理者が行う業務

（1）　天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説

（2）　その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務

3　指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

4　参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

（1）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2）　県内に事業所を有すること。

（3）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。

（4）　労働者災害補償保険に加入していること。

（5）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

（6）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（7）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5　申請の手続

（1）　申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア　指定管理者指定申請書（別紙様式 1）

イ　熊本県天草ビジターセンター指定管理者事業計画書（別紙様式 2）及び収支予算書（別紙様式 3）

ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ　申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類

キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク　納税証明書

（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ　その他知事が必要と認める書類

（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（ウ）　「会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面

（2）　申請書の提出先

熊本県環境生活部自然保護課自然公園班（県庁新館 5 階）

郵便番号 862-8570　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111（内線 7458）

（3）　提出期間

平成 17 年 11 月 1 日（火）から平成 17 年 11 月 10 日（木）までの日（県の休日を

除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
2部
6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月10日（木）までの間に、交付する。
8　説明会
（１）　日時
平成17年10月12日（水）午後1時30分
（２）　場所
ビジターセンター内
（３）　その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。
9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、ビジターセンターの維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第715号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成17年9月29日
熊本県知事　潮　谷　義　子
1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
熊本県鳥獣保護センター（以下「鳥獣保護センター」という。）
（２）　場所
熊本県上益城郡御船町大字高木4494番26号
（３）　施設の規模等
ア　敷地面積20.7ヘクタール
イ　主な建物　本館（鉄筋コンクリート２階建て、延床面積996.30平方メートル）
（４）　施設の概要
本館（展示室、給餌室、図書室、研修室、事務室等）、鳥獣救護舎、展示鳥舎、ポンプ小屋、倉庫・車庫、シカ園、遊歩道、吊り橋、名花園、駐車場
2　指定管理者が行う業務
（１）　傷病の野生鳥獣の保護
（２）　鳥獣の保護に付いての指導及び助言
（３）　鳥獣及び鳥獣に関する資料の展示
（４）　鳥獣保護センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
（５）　指定管理者が鳥獣保護センターの管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（別紙様式1）
イ　熊本県鳥獣保護センター指定管理者事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3）
ウ　定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（ウ）　「会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面
（２）　提出先
熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班（県庁新館5階）
郵便番号862－8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096－383－1111（内線7458）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月10日（木）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
（４）　提出部数
2部

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
5の（２）に掲げる場所で、平成17年9月29日（木）から平成17年11月10日（木）までの間に交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成17年10月13日（木）午後1時30分から2時間程度
（２）　場所
鳥獣保護センター本館2階研修室
（３）　その他
説明会へ参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の（２）にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して選定委員会において申請書及び申請内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者は、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、鳥獣保護センターの管理運営に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第716号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
熊本県伝統工芸館（以下「伝統工芸館」という。）
（２）　場所
熊本市千葉城町3番35号
（３）　施設の規模等
ア　敷地面積　4,094平方メートル
イ　主な建物　伝統工芸館（鉄筋コンクリート造地上２階、地下１階建て、延床面積3,017平方メートル）
（４）　施設の概要
伝統工芸館（常設展示室、一階展示室、二階展示室、和室、地下会議室、工房、即売展示室、休憩室、収蔵庫、館長室、事務室、機械室、倉庫等）
２　指定管理者が行う業務
（１）　伝統的工芸品及び伝統的工芸品に関する資料（以下「伝統的工芸品等」という。）の収集、保管、展示業務
（２）　展示、研修及び会議のための施設提供及び施設使用許可業務
（３）　伝統的工芸品産業の振興及び発展に必要な業務
（４）　施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
（５）　その他指定管理者が伝統工芸館の管理運営上必要と認める業務
３　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
４　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更正法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
５　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（別記様式１）
イ　熊本県伝統工芸館指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去３年分の貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
（ただし、事業開始後の年度が３年を経過していないためオが提出できない者は、過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかに

する書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における収支計算書、残高試算表、予定貸借対照表）
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去３年分の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
（ただし、事業開始後の年度が３年を経過していないためカが提出できない者は、過去の決算期における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における事業計画書）
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２）　申請書の提出先
熊本県商工観光労働部商工政策課経済交流班（県庁本館７階）
郵便番号 862 － 8570　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 － 383 － 1111（内線 5128）

（３）　提出期間
平成 17 年 9 月 29 日（木）から平成 17 年 11 月 11 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

（４）　提出部数
正本１部、副本９部
（副本のうち登記簿謄本等については写しで結構です。）

6　指定管理候補者の選定
指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9 月 29 日（木）から 11 月 11 日（金）までの間に、交付する。

8　現場説明会
（１）　日時
平成 17 年 10 月 11 日（火）午前９時

（２）　場所
伝統工芸館

（３）　その他
説明会へ参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を（５）の２にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、伝統工芸館の管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第 717 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（1）　名称

熊本産業展示場（以下「産業展示場」という。）

（2）　場所

上益城郡益城町福富1010

（3）　施設の規模等

ア　敷地面積　122,751平方メートル

イ　主な建物　産業展示場（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部プレストレストコンクリート造、地上3階、延床面積　20,280平方メートル）

（4）　施設の概要

産業展示場（展示ホール、多目的ホール、大会議室、中会議室、レストラン、売店、管理事務室、機械室等）

2　指定管理者が行う業務

（1）　見本市、展示会及び会議のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供及び施設等の使用許可業務

（2）　産業振興及び県民の文化の向上を図ることを目的とした催事の開催等に関する業務

（3）　産業展示場の運営に関する業務

（4）　施設等の維持管理及び修繕業務

（5）　その他指定管理者が産業展示場の管理運営上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4　参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

（1）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）　県内に事業所を有すること。

（3）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。

（4）　労働者災害補償保険に加入していること。

（5）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

（6）　会社更正法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（7）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5　申請の手続

（1）　申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア　指定管理者指定申請書（別記様式1）

イ　熊本産業展示場指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）

ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

（ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないためオが提出できない者は、過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における収支計算書、残高試算表、予定貸借対照表）

カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

（ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないためカが提出できない者は、過去の決算期における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における事業計画書）

キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク　納税証明書

（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ　その他知事が必要と認める書類

（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２）　申請書の提出先
熊本県商工観光労働部商工政策課経済交流班（県庁本館７階）
郵便番号 862 － 8570　熊本市水前寺六丁目 18 番１号
電話番号 096 － 383 － 1111（内線 5128）
（３）　提出期間
平成 17 年 11 月１日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前８時 30 分から午後５時までとする。
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後５時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本１部、副本９部
（副本のうち登記簿謄本等については写しで結構です。）
６　指定管理候補者の選定
指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
７　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、９月 29 日（木）から 11 月 11 日（金）までの間に、交付する。
８　現場説明会
（１）　日時
平成 17 年 10 月 11 日（火）午後１時 30 分
（２）　場所
産業展示場内
（３）　その他
説明会へ参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を（５）の２にあらかじめ連絡すること。
９　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第 718 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年９月 29 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
熊本県農業公園（以下「農業公園」という。）
（２）　場所
熊本県菊池郡合志町大字栄 3802 番地４　他
（３）　施設の概要等
ア　敷地面積　230,325.88 平方メートル
イ　主な施設　芝生公園、バラ園、カントリータワー等
２　指定管理者が行う業務
（１）　農業に関する県民の理解と興味を深めるための業務
（２）　農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供
（３）　展示、研修及び会議のための施設の提供
（４）　農業公園の入園に関する業務
（５）　農業公園の使用の許可に関する業務
（６）　農業公園の利用料金に関する業務
（７）　農業公園の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
（８）　その他農業の振興及び発展に必要な業務

3　指定管理者の指定の期間
　平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
　次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（1）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（2）　県内に事業所を有すること。
（3）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（4）　労働者災害補償保険に加入していること。
（5）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（6）　会社更正法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（7）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続
（1）　申請書類
　申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
　ア　指定管理者指定申請書
　イ　農業公園の管理運営に関する事業計画書及び農業公園管理業務の収支計画書
　ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
　エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
　オ　申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
　カ　申請の日の属する事業年度の前3事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
　キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
　ク　納税証明書
　　（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
　　（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
　ケ　その他知事が必要と認める書類
　　（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
　　（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
　　（ウ）　指定申請に係る契約書
（2）　申請書の提出先
　熊本県農政部農政課庶務係（県庁本館8階）
　郵便番号862－8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
　電話番号096－383－1111（内線5316）
（3）　提出期間
　平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
　郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
　電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（4）　提出部数
　10部
6　指定管理候補者の選定
　平成17年11月下旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
7　募集要項の交付
　5の（2）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。
8　現場説明会
（1）　日時
　平成17年10月17日（月）午後2時30分
（2）　場所
　農業公園内
（3）　その他
　説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書をあらかじめ提出すること。
9　留意事項
（1）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
　ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき

イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者が、県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。
（３）　委託料は、農業公園の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第719号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
熊本県阿蘇みんなの森（以下「阿蘇みんなの森」という。）
（２）　場所
熊本県阿蘇市蔵原字高塚、字東岩狩及び字下大久保地内
（３）　施設の規模等
ア　阿蘇みんなの森
敷地面積　9.9ヘクタール（道路敷を含む。）
イ　森林学習展示館
木造平屋建　床面積181平方メートル
敷地面積　600平方メートル
ウ　ポンプ室
コンクリートブロック平屋建　6.4平方メートル
敷地面積　40平方メートル
（４）　施設の概要
ア　阿蘇みんなの森
樹木園、きのこの森、体験学習林、間伐展示林、車道、自然観察歩道、駐車場、山小屋、トイレ
イ　森林学習展示館
展示室、資料室
ウ　ポンプ室
揚水ポンプ
2　指定管理者が行う業務
（１）　森林及び林業に関する学習活動の場の提供に関する業務
（２）　森林を利用した保健及び休養の場の提供に関する業務
（３）　阿蘇みんなの森の設置目的を達成するために必要な業務
（４）　阿蘇みんなの森の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
（５）　指定管理者が阿蘇みんなの森の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続

（１）　申請書類
　　申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
　ア　指定管理者指定申請書
　イ　熊本県阿蘇みんなの森指定管理者事業計画書及び熊本県阿蘇みんなの森管理業務の収支予算書
　ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
　エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
　オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
　カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
　キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
　ク　納税証明書
　　（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
　　（イ）　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
　ケ　その他知事が必要と認める書類
　　（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
　　（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
　　（ウ）　「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。」についての申立書
（２）　申請書の提出先
　　熊本県林務水産部森林整備課みどり推進室（県庁本館10階）
　　郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
　　電話番号096-383-1111（内線5621）
（３）　申請書の提出期間
　　平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
　　郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
　　電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
　　1部
6　指定管理候補者の選定
　平成17年11月又は12月に開催予定の林務水産部指定管理候補者選定委員会において、各委員がそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
7　募集要項の配布
　５の（２）に掲げる場所で、平成17年9月29日（木）から11月11日（金）までの間に配布する。
8　現地説明会
（１）　日時
　　平成17年10月12日（水）午後2時
（２）　場所
　　阿蘇市蔵原　「阿蘇いこいの村」駐車場集合
（３）　その他
　　現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。
9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
　ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
　イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
　ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
　エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
　オ　その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、知事が指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、熊本県阿蘇みんなの森の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
　　５の（２）に同じ。

熊本県公告第 720 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年 9 月 29 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
　　樋合漁港漁港利用調整施設（以下「利用調整施設」という。）
（２）　場所
　　熊本県上天草市松島町合津字樋合
（３）　施設の概要
　　漁港利用調整施設（防波堤 342 メートル、護岸 893.1 メートル、オーナーバース 1,741 平方メートル、ビジターバース 280 メートル、泊地 45,000 平方メートル、駐車場 445 平方メートル、臨港道路 567 メートル、植栽 6,348 平方メートル、遊歩道 557 メートル、便所 1 棟、休憩所 1 棟、照明灯 18 基等）
2　指定管理者が行う業務
（１）　利用調整施設の維持管理及び運営に関する業務
（２）　利用調整施設の使用の許可及び届出に関する業務
（３）　その他利用調整施設設置の目的を達成するために必要な業務
3　指定管理者の指定の期間
　平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
4　参加資格
　次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
　　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続
（１）　申請書類
　　申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
　ア　指定管理者指定申請書
　イ　樋合漁港漁港利用調整施設指定管理者事業計画書及び収支予算書
　ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
　エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
　オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
　カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
　キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
　ク　納税証明書
　　（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
　　（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
　ケ　その他知事が必要と認める書類
　　（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
　　（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
　　（ウ）　「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」についての申立書
（２）　申請書の提出先
　　熊本県林務水産部漁港課管理係（県庁本館 10 階）
　　郵便番号 862-8570　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
　　電話番号 096-383-1111（内線 5704）

（３）　提出期間
　　平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
　　郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
　　電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
　　8部（正本1部、副本7部）
6　指定管理候補者の選定
　平成17年11月又は12月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
7　募集要項の交付
　５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。
8　説明会
（１）　日時
　　平成17年10月17日（月）午前10時
（２）　場所
　　樋合漁港漁港利用調整施設
（３）　その他
　　説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）に10月13日（木）までに連絡すること。
9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、利用調整施設の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
　　５の（２）に同じ。

熊本県公告第721号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
　　牛深漁港漁港浄化施設（以下「浄化施設」という。）
（２）　場所
　　熊本県牛深市牛深町字後浜3466番地
（３）　施設の規模等
ア　敷地面積　1,796平方メートル
イ　建　　物　1棟　（鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積751.07平方メートル）
（４）　各種設備の概要
　　漁港浄化施設（前処理設備：原水槽、流量調整槽、貯留槽、加圧浮上槽、生物処理設備：高負荷曝気槽、第一沈殿槽、接触酸化槽、第二沈殿槽、高度処理設備：ろ過ポンプ槽、急速ろ過器、逆洗水槽、放流監視槽、汚泥処理設備：汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、汚泥脱水機、ケーキホッパー、等）
2　指定管理者が行う業務
（１）　浄化施設の維持管理に関する業務
（２）　浄化施設の運転業務に関する業務
（３）　その他浄化施設設置の目的を達成するために必要な業務
3　指定管理者の指定の期間
　平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
4　参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の規定による技術管理者を当該施設に置くことが可能であること。

5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　牛深漁港漁港浄化施設指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（ウ）　「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」についての申立書
（エ）　当該施設に置く技術管理者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の規定による技術管理者」であることを証する書面
（２）　申請書の提出先
熊本県林務水産部漁港課管理係（県庁本館10階）
郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111（内線5704）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
8部（正本1部、副本7部）

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月又は12月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
5の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成17年10月12日（水）午後2時
（２）　場所
牛深漁港漁港浄化施設
（３）　その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の（２）に10月7日（金）までに連絡すること。

9　留意事項
（1）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（2）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（3）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（1）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（2）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（3）　委託料は、浄化施設の維持管理に係る経費とする。
（4）　問い合わせ先
５の（2）に同じ。

熊本県公告第722号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（1）　名称
熊本港コンテナターミナル（以下「コンテナターミナル」という。）
（2）　場所
熊本市新港二丁目2番
（3）　施設の規模等
①　コンテナヤード面積　19,500㎡
②　上屋延床面積　5,300㎡（鉄筋コンクリート平屋）
（4）　施設の概要
ジブクレーン1基、ストラドルキャリア1台、くん蒸上屋1棟、貨物上屋1棟、管理棟1棟、コンテナヤード、冷凍電源8口、電源設備1式、浄化槽1槽、消防設備1式
2　指定管理者が行う業務
（1）　施設の利用調整及び管理に関する業務
（2）　施設の使用の許可に関する業務
（3）　施設の維持に関する業務
（4）　その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（1）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（2）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（3）　労働者災害補償保険に加入していること。
（4）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（5）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（6）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続
（1）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
①　指定管理者指定申請書（別記様式）
②　熊本港コンテナターミナル指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
③　定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
④　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
⑤　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
⑧ 納税証明書
イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
ロ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
⑨ その他知事が必要と認める書類
イ 法人税について未納がないことの証明書
ロ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２） 申請書の提出先
熊本県土木部港湾課（県庁本館 12 階）
〒 862-8570 熊本市水前寺 6-18-1
電話 096-383-1111（内 6157） FAX 096-387-2461

（３） 提出期間
平成 17 年 11 月 1 日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時まで必着とする。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

（４） 提出部数
9 部

6 指定管理候補者の選定
平成 17 年 11 月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7 募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9 月 29 日（木）から 11 月 11 日（金）までの間に、交付する。

8 説明会
（１） 日時
平成 17 年 10 月 12 日（水）午後 2 時

（２） 場所
コンテナターミナル管理棟内

（３） その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

9 留意事項
（１） 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
④ 虚偽の内容が記載されているとき
⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

（２） 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３） 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他
（１） 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２） 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３） 委託料は、コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。

（４） 問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第 723 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年 9 月 29 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（１） 名称
八代港コンテナターミナル（以下「コンテナターミナル」という。）

（２）　場所
八代市新港町三丁目12番
（３）　施設の規模等
コンテナヤード面積　21,450㎡
（４）　施設の概要
ガントリクレーン1基、ストラドルキャリア1台、管理棟1棟、コンテナヤード、冷凍電源8口、電源設備1式、浄化槽1槽
２　指定管理者が行う業務
（１）　施設の利用調整及び管理に関する業務
（２）　施設の使用の許可に関する業務
（３）　施設の維持に関する業務
（４）　その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
３　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
４　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（３）　労働者災害補償保険に加入していること。
（４）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（５）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（６）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
５　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
①　指定管理者指定申請書（別記様式）
②　八代港コンテナターミナル指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
③　定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
④　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
⑤　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
⑥　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
⑦　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
⑧　納税証明書
イ　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
ロ　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
⑨　その他知事が必要と認める書類
イ　法人税について未納がないことの証明書
ロ　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
熊本県土木部港湾課（県庁本館12階）
〒862-8570　熊本市水前寺6-18-1
電話　096-383-1111（内6157）　　FAX　096-387-2461
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時まで必着とする。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
（４）　提出部数
9部
６　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
７　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（1）　日時
平成17年10月13日（木）午後2時
（2）　場所
コンテナターミナル管理棟内
（3）　その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の（2）にあらかじめ連絡すること。
9　留意事項
（1）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
①　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
②　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
③　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
④　虚偽の内容が記載されているとき
⑤　その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき
（2）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（3）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（1）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（2）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（3）　委託料は、コンテナターミナルの維持管理に係る経費とする。
（4）　問い合わせ先
5の（2）に同じ。

熊本県公告第724号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（1）　名称
三角港波多マリーナ（以下「マリーナ」という。）
（2）　場所
宇城市三角町波多字郷開2864－115
（3）　施設の規模等
浮桟橋3基
駐車場面積　1,823㎡
（4）　施設の概要
長期使用浮桟橋2基、短期使用浮桟橋1基、入退場管理システム1式、防犯カメラ設備1式、駐車場、管理棟1棟、浄化槽1槽
2　指定管理者が行う業務
（1）　施設の利用調整及び管理に関する業務
（2）　施設の使用の許可に関する業務
（3）　施設の維持に関する業務
（4）　その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（1）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（2）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（3）　労働者災害補償保険に加入していること。
（4）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（5）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（6）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続
（1）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

①　指定管理者指定申請書（別記様式）
②　三角港波多マリーナ指定管理者事業計画書（別記様式1）及び収支予算書（別記様式2）
③　定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
④　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
⑤　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
⑥　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
⑦　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
⑧　納税証明書
イ　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
ロ　熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
⑨　その他知事が必要と認める書類
イ　法人税について未納がないことの証明書
ロ　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２）　申請書の提出先
熊本県土木部港湾課（県庁本館12階）
郵便番号862－8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096－383－1111（内線6157）　FAX096－387－2461

（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時まで必着とする。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

（４）　提出部数
９部

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成17年10月14日（金）午後2時

（２）　場所
マリーナ管理棟内

（３）　その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を（５）の２にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
①　申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
②　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
③　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
④　虚偽の内容が記載されているとき
⑤　その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　利用料金収入は、マリーナの維持管理にかかる経費に充てる。

（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第 725 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年 9 月 29 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（1）　名称

熊本北部流域下水道

（2）　場所

熊本県熊本市鶴羽田町 12 番地の 1　他

（3）　施設の規模等

ア　全体計画処理面積　4,146 ヘクタール

イ　全体計画処理人口　210,000 人

ウ　全体計画日最大汚水量　1 日当たり 145,900 立法メートル

エ　全体計画処理能力　1 日当たり 148,900 立法メートル

（4）　施設の概要

終末処理場（熊本北部浄化センター）、中継ポンプ、幹線管渠接続点流量測定システム

2　指定管理者が行う業務

（1）　流域下水道の運転操作及び監視に関する業務

（2）　流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務

（3）　その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

4　参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

（1）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2）　県内に事業所を有すること。

（3）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。

（4）　労働者災害補償保険に加入していること。

（5）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

（6）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（7）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

（8）　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の登録を受けており、かつ下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他の法令に規定する資格者等を配置できること。

（9）　次の下水道施設の維持管理実績を同時に満たしていること。

ア　1 施設当たりの現有処理能力が 1 日当たり 10,000 立法メートル以上である公共下水道又は流域下水道の終末処理場の運転管理実績が 2 箇所以上あること。

イ　県内における公共下水道又は流域下水道の終末処理場の運転管理実績があること。

5　申請の手続

（1）　申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア　指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 46 号）別記様式）

イ　熊本北部流域下水道指定管理者事業計画書（別紙様式 1）及び収支予算書（別紙様式 2）

ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ　申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類

キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク　納税証明書

（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ　その他知事が必要と認める書類

（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２）　申請書の提出先
熊本県土木部下水道課管理係（県庁本館12階）
郵便番号862－8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096－383－1111（内線6193・6197）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本1部、副本9部
6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
7　募集要項の交付
5の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。
8　説明会
（１）　日時
平成17年10月5日（水）午後1時30分
（２）　場所
熊本北部浄化センター内
（３）　その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の（２）にあらかじめ連絡すること。
9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、熊本北部流域下水道の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
5の（２）に同じ。

熊本県公告第726号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
球磨川上流流域下水道
（２）　場所
熊本県球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1　他
（３）　施設の規模等
ア　全体計画処理面積　1,597ヘクタール
イ　全体計画処理人口　38,200人
ウ　全体計画日最大汚水量　1日当たり18,510立法メートル
エ　全体計画処理能力　1日当たり19,200立法メートル
（４）　施設の概要
終末処理場（球磨川上流浄化センター）、中継ポンプ、マンホールポンプ、幹線管渠接続点流量測定システム
2　指定管理者が行う業務
（１）　流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
（２）　流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務

（３）　その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の登録を受けており、かつ下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令に規定する資格者等を配置できること。
（９）　次の下水道施設の維持管理実績を同時に満たしていること。
ア　１施設当たりの現有処理能力が１日当たり10,000立法メートル以上である公共下水道又は流域下水道の終末処理場の運転管理実績が２箇所以上あること。
イ　県内における公共下水道又は流域下水道の終末処理場の運転管理実績があること。
5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別紙様式）
イ　球磨川上流流域下水道指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
熊本県土木部下水道課管理係（県庁本館12階）
郵便番号862－8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096－383－1111（内線6193・6197）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本１部、副本９部
6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。
8　説明会
（１）　日時

平成17年10月5日（水）午後1時30分
（２）　場所
熊本北部浄化センター内
（３）　その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。
9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、球磨川上流流域下水道の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第727号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
八代北部流域下水道
（２）　場所
熊本県八代市鏡町芝口11番割551　他
（３）　施設の規模等
ア　全体計画処理面積　1,130ヘクタール
イ　全体計画処理人口　51,000人
ウ　全体計画日最大汚水量　1日当たり26,700立法メートル
エ　全体計画処理能力　1日当たり26,700立法メートル
（４）　施設の概要
終末処理場（八代北部浄化センター）、マンホールポンプ、幹線管渠接続点流量測定システム、止水ゲート
2　指定管理者が行う業務
（１）　流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
（２）　流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
（３）　その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の登録を受けており、かつ下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令に規定する資格者等を配置できること。

（９）　次の下水道施設の維持管理実績を同時に満たしていること。
ア　１施設当たりの現有処理能力が１日当たり10,000立法メートル以上である公共下水道又は流域下水道の終末処理場の運転管理実績が２箇所以上あること。
イ　県内における公共下水道又は流域下水道の終末処理場の運転管理実績があること。

5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
イ　八代北部流域下水道指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
熊本県土木部下水道課管理係（県庁本館12階）
郵便番号862－8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096－383－1111（内線6193・6197）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本１部、副本９部

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成17年10月5日（水）午後1時30分
（２）　場所
熊本北部浄化センター内
（３）　その他
説明会へ参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に

ついて説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、八代北部流域下水道の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第 728 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年 9 月 29 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
熊本県営住宅（以下「県営住宅」という。）
（２）　場所
熊本市、荒尾市、宇土市、水俣市、菊池郡菊陽町、菊池郡西合志町
（３）　施設の規模等
ア　敷地面積　722,994.20 平方メートル
イ　建物延床面積　559,057.14 平方メートル
（４）　施設の概要
団地数 42、管理戸数 8,581 戸（平成 17 年 5 月 1 日現在）
２　指定管理者が行う業務
（１）　入居者の公募に関する業務
（２）　入居者への指導及び連絡に関する業務
（３）　県営住宅の明渡し手続に関する業務
（４）　県営住宅及び共同住宅の維持、修繕に関する業務
（５）　その他指定管理者が県営住宅等の施設の管理上必要と認める業務
３　指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
４　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　賃貸住宅を 1,000 戸以上管理していること。
（９）　賃貸住宅の管理の経験を 3 年以上有していること。
（10）　1 級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。
５　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（別記様式）
イ　熊本県営住宅指定管理者事業計画書（別紙様式 1）及び収支予算書（別紙様式 2）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（ウ）　賃貸住宅管理実績申立書（別紙様式3）
（エ）　1級建築士の資格を証明する書類の写し及びその者が常勤で在籍することを証する書類
（オ）　支店等で申請する場合は、熊本県営住宅の管理運営に関する協定を締結できる権利能力を有することを証する書類
（２）　申請書の提出先
熊本県土木部住宅課管理係（県庁本館12階）
郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111（内線6243）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本1部、副本9部
6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。
8　説明会
（１）　日時
平成17年10月12日（水）午後1時30分
（２）　場所
県庁本館9階901会議室
（３）　その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を５の（２）に別紙様式5によりあらかじめ連絡すること。
9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、県営住宅の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第729号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成17年9月29日
熊本県知事　潮　谷　義　子
1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
水前寺江津湖公園広木地区（以下「公園」という。）
（２）　所在地
熊本市広木町908　ほか
（３）　施設の規模等
公園面積　20.7ヘクタール
（４）　施設の概要
①　園路及び広場……園路、夕焼け広場、じゃぶじゃぶ広場、湧水広場等
②　修景施設……植栽、芝生、池、噴水、水路等
③　休養施設……ベンチ、休憩所

④　便益施設……駐車場、便所2棟、水飲場
⑤　管理施設……管理棟1棟、照明設備（外灯49基）、給排水設備等

2　指定管理者が行う業務
（1）　都市公園の維持及び修繕に関する業務
（2）　前号に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（1）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（2）　県内に事業所を有すること。
（3）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（4）　労働者災害補償保険に加入していること。
（5）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（6）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（7）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5　申請の手続
（1）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（別記様式）
イ　水前寺江津湖公園広木地区指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（2）　申請書の提出先
熊本県土木部都市計画課（県庁本館11階）
郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111（内線6075）
（3）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
（4）　提出部数
正本1部、副本9部

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
5の（2）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（1）　日時
平成17年10月5日（水）午後2時
（2）　場所
公園「管理棟」内

9　留意事項

（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、公園の維持管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第730号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
熊本県テクノ中央緑地（以下「緑地」という。）
（２）　所在地
熊本県上益城郡益城町田原上面の平2081-1　ほか
（熊本テクノリサーチパーク内）
（３）　施設の規模等
公園面積　5.0ヘクタール
（４）　施設の概要
①　園路及び広場……園路、集いの広場、泉の広場、のびのび広場等
②　修景施設……植栽、芝生、噴水、滝等
③　休養施設……ベンチ、休憩所
④　便益施設……駐車場、便所1棟、水飲場
⑤　管理施設……照明設備（外灯53基）、機械室1棟、給排水設備等
2　指定管理者が行う業務
（１）　都市公園の維持及び修繕に関する業務
（２）　前号に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
4　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（別記様式）
イ　熊本県テクノ中央緑地指定管理者事業計画書（別記様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

カ　申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２）　申請書の提出先
熊本県土木部都市計画課（県庁本館11階）
郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111（内線6075）

（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

（４）　提出部数
正本1部、副本9部

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成17年10月5日（火）午前10時

（２）　場所
緑地「のびのび広場」内
（雨天の場合「こもれび並木の東屋」）

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ　その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、緑地の維持管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県公告第731号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
水俣広域公園（以下「広域公園」という。）

（２）　所在地
水俣市汐見町一丁目231－12　ほか

（３）　施設の規模等
公園面積　22.8 ヘクタール（H18 年度　20.0 ヘクタール）
（４）　施設の概要
①　園路及び広場…園路、花の里、テニスの森、健康の森、スポーツの森等
②　修景施設…竹林園、植栽、芝生、水路、滝等
③　休養施設…ベンチ、休憩所等
④　便益施設…駐車場、便所７棟、水飲場等
⑤　管理施設…管理棟１棟、インフォメーションセンター１棟、機械室１棟
照明設備（外灯 215 基）、給排水設備等
⑥　教養施設…ナーサリー１棟、展示室１棟
⑦　運動施設…陸上競技場、テニスコート８面、グラウンドゴルフ場
多目的広場３面等
⑧　遊戯施設…ジャングルジム・滑り台等複合遊具、砂場等

２　指定管理者が行う業務
（１）　熊本県都市公園条例第５条第２項の有料公園施設の利用の許可に関する業務
（２）　都市公園の維持及び修繕に関する業務
（３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

３　指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

４　参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
（２）　県内に事業所を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

５　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書（別記様式）
イ　水俣広域公園指定管理者事業計画書（別紙様式 1）及び収支予算書（別紙様式 2）
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
熊本県土木部都市計画課（県庁本館 11 階）
郵便番号 862 － 8570　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 － 383 － 1111（内線 6075）
（３）　提出期間
平成 17 年 11 月 1 日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
（４）　提出部数
正本１部、副本９部

６　指定管理候補者の選定
平成 17 年 11 月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が

審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付

５の（２）に掲げる場所で、9月29日（木）から11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会

（１）　日時

平成17年10月7日（金）午後2時

（２）　場所

広域公園「インフォメーションセンター」内

9　留意事項

（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ　申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ　申請書に虚偽の内容が記載されているもの

オ　その他指定管理候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

（２）　提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他

（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者は、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、広域公園の維持管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先

５の（２）に同じ。

登載依頼

熊本県教育委員会公告第18号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（１）　名称

熊本県民総合運動公園（以下「運動公園」という。）

（２）　場所

熊本県石原二丁目9番1号

（３）　施設の規模等

ア　敷地面積　99.6ヘクタール

イ　主な建物　屋内運動広場（延床面積26,938平方メートル）、陸上競技場（延床面積34,697平方メートル）、体育館（延床面積1,080平方メートル）

（４）　施設の概要

屋内運動広場（グラウンド、室内温水プール、多目的室、会議室、ミーティングルーム、体育情報ピット、ジョギングコース、アスレチックゾーン）、陸上競技場（グラウンド、フィールド、屋内走路、インドアフィールド、トレーニングジム、会議室）、野球場、ソフトボール場、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、多目的広場、弓道場、相撲場、体育館、運動広場、補助競技場、投てき場、ジョギングコース、いこいの広場、お楽しみ広場、芝生広場、和風庭園、ちびっこ広場、駐車場等

2　指定管理者が行う業務

（１）　熊本県都市公園条例（以下「条例」という。）第5条第1項に規定する有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）の利用の許可に関する業務

（２）　有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務

（３）　条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務

（４）　「熊本県民総合運動公園の管理に関する業務仕様書」に規定する業務

（５）　（１）から（４）に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4　参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。
（２）　県内に主たる事務所（又は主たる事業所）を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
ア　グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体を窓口として事務を行う。
イ　申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ　５の（１）のウ～ク及びケの（ア）については、参加者それぞれについて提出すること。
エ　一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
また、代表団体は４の（１）～（８）のすべての要件を満たすことが必要で、その他の構成員は４の（２）を除くすべての要件を満たすことが必要である。

5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　事業計画書
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所（又は事業所）を有する者にあっては、主たる事務所（又は主たる事業所）の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
熊本県教育庁体育保健課（県庁新館６階）
郵便番号862－8609　熊本市水前寺六丁目18番１号
電話番号096－383－1111（内線6732又は6739）
（３）　申請書の提出期間
平成17年11月１日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後５時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本１部及び副本９部（副本についてはコピーで構わない。）

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月若しくは12月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、平成17年９月29日（木）から平成17年11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成17年10月17日（月）午前９時30分～

（２）　場所
　　運動公園陸上競技場１階会議室
（３）　その他
　　説明会への参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。
９　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
エ　虚偽の内容が記載されているとき
オ　その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき
（２）　提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
（３）　委託料は、運動公園の管理に係る経費とする。
（４）　問い合わせ先
　　５の（２）に同じ。

熊本県教育委員会公告第19号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（１）　名称
　　熊本県営八代運動公園（以下「八代運動公園」という。）
（２）　場所
　　八代市新港町四丁目１番
（３）　施設の規模等
　　敷地面積　129,765平方メートル
（４）　施設の概要
　　野球場（硬式野球場、事務室、本部室、記者室、会議室、身障者用観覧室、室内投球練習場）、陸上競技場（トラック、フィールド、本部室、放送室、救護室、記録室、温水シャワー室）、多目的広場、駐車場等
２　指定管理者が行う業務
（１）　熊本県都市公園条例（以下「条例」という。）第５条第１項に規定する有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）の利用の許可に関する業務
（２）　有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
（３）　条例第１条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
（４）　「熊本県営八代運動公園の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務
（５）　（１）から（４）に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
３　指定管理者の指定の期間
　平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
４　参加資格
　次の要件を満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に主たる事務所（又は主たる事業所）を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
　　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。

ア　グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体を窓口として事務を行う。
イ　申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ　５（１）のウ～ク及びケの（ア）については、参加者それぞれについて提出すること。
エ　一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
また、代表団体は４の（１）～（８）のすべての要件を満たすことが必要で、その他の構成員は４の（２）を除くすべての要件を満たすことが必要です。

5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　事業計画書
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所（又は主たる事業所）を有する者にあっては、主たる事務所（又は主たる事業所）の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
熊本県教育庁体育保健課（県庁新館６階）
郵便番号 862 － 8609　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 － 383 － 1111（内線 6732 又は 6739）
（３）　提出期間
平成 17 年 11 月 1 日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本１部及び副本９部（副本についてはコピーで構わない。）

6　指定管理候補者の選定
平成 17 年 11 月若しくは 12 月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、平成 17 年 9 月 29 日（木）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成 17 年 10 月 14 日（金）午前 10 時 00 分～
（２）　場所
八代運動公園野球場会議室
（３）　その他
説明会への参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
エ　虚偽の内容が記載されているとき
オ　その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき
（２）　提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他

（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、八代運動公園の管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先

５の（２）に同じ。

熊本県教育委員会公告第20号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（１）　名称

藤崎台県営野球場（以下「野球場」という。）

（２）　場所

熊本市宮内４番１号

（３）　施設の規模等

敷地面積　62,276平方メートル

（４）　施設の概要

野球場（来賓室、監督室、審判控室、放送室、記者室）、駐車場等

2　指定管理者が行う業務

（１）　施設及び設備を提供する業務

（２）　野球競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務

（３）　藤崎台県営野球場条例第１条に規定する設置目的を達成するために必要な業務

（４）　野球場の使用の許可に関する業務

（５）　野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務

（６）　「藤崎台県営野球場の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務

（７）　（１）から（６）に掲げるもののほか、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4　参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）　県内に主たる事務所（又は主たる事業所）を有すること。

（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。

（４）　労働者災害補償保険に加入していること。

（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

（８）　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。

ア　グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体を窓口として事務を行う。

イ　申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ　５（１）のウ～ク及びケの（ア）については、参加者それぞれについて提出すること。

エ　一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。

また、代表団体は４の（１）～（８）のすべての要件を満たすことが必要で、その他の構成員は４の（２）を除くすべての要件を満たすことが必要である。

5　申請の手続

（１）　申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア　指定管理者指定申請書

イ　事業計画書

ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所（又は主たる事業所）を有する者にあっては、主たる事務所（又は主たる事業所）の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２）　申請書の提出先
熊本県教育庁体育保健課（県庁新館６階）
郵便番号 862 － 8609　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 － 383 － 1111（内線 6732 又は 6739）

（３）　提出期間
平成 17 年 11 月 1 日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

（４）　提出部数
正本１部及び副本９部（副本についてはコピーで構わない。）

6　指定管理候補者の選定
平成 17 年 11 月若しくは 12 月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付
５の（２）に掲げる場所で、平成 17 年 9 月 29 日（木）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの間に、交付する。

8　説明会
（１）　日時
平成 17 年 10 月 7 日（金）午前 10 時 00 分～

（２）　場所
野球場会議室

（３）　その他
説明会への参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
エ　虚偽の内容が記載されているとき
オ　その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

（２）　提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他
（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者は、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、野球場の管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先
５の（２）に同じ。

熊本県教育委員会公告第 21 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年 9 月 29 日

熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
（1）　名称
熊本県立総合体育館（以下「体育館」という。）
（2）　場所
熊本市上熊本一丁目9番28号
（3）　施設の規模等
ア　敷地面積　33,057平方メートル
イ　主な建物　体育館（延床面積15,214平方メートル）
（4）　施設の概要
大体育室、中体育室、小体育室、幼児体育室、室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室、会議室、駐車場等
2　指定管理者が行う業務
（1）　体育・スポーツのための施設及び設備を提供する業務
（2）　体育・スポーツに関する相談に応じ、及び指導を行う業務
（3）　体育・スポーツの普及振興に必要な業務
（4）　体育館の使用の許可に関する業務
（5）　体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
（6）　「熊本県立総合体育館の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務
（7）　（1）から（6）に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務
3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
4　参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
（1）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（2）　県内に主たる事業所（又は主たる事業所）を有すること。
（3）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（4）　労働者災害補償保険に加入していること。
（5）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（6）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（7）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（8）　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
ア　グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体を窓口として事務を行う。
イ　申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ　5の（1）のウ～ク及びケの（ア）については、参加者それぞれについて提出すること。
エ　一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
また、代表団体は4の（1）～（8）のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は4の（2）を除くすべての要件を満たすことが必要である。
5　申請の手続
（1）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　事業計画書
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所（又は主たる事業所）を有する者にあっては、主たる事務所（又は主たる事業所）の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

（２）申請書の提出先

熊本県教育庁体育保健課（県庁新館６階）

郵便番号 862 － 8609　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 － 383 － 1111（内線 6732 又は 6739）

（３）提出期間

平成 17 年 11 月 1 日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。

電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。

（４）提出部数

正本１部及び副本９部（副本についてはコピーで構わない。）

6　指定管理候補者の選定

平成 17 年 11 月若しくは 12 月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付

５の（２）に掲げる場所で、平成 17 年 9 月 29 日（木）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの間に、交付する。

8　説明会

（１）日時

平成 17 年 10 月 12 日（水）午前 10 時 00 分～

（２）場所

体育館 2 階会議室

（３）その他

説明会への参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項

（１）以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ　虚偽の内容が記載されているとき

オ　その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

（２）提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他

（１）指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）委託料は、体育館の管理に係る経費とする。

（４）問い合わせ先

５の（２）に同じ。

熊本県教育委員会公告第 22 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 17 年 9 月 29 日

熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（１）名称

熊本県総合射撃場（以下「射撃場」という。）

（２）場所

熊本県上益城郡益城町砥川字日平 3586

（３）施設の規模等

ア　敷地面積　22 ヘクタール

イ　主な建物　管理棟（延床面積 359 平方メートル）

（４）施設の概要

クレー射撃場、ライフル射撃場、事務室、会議室、研修室、駐車場

2　指定管理者が行う業務

（１）射撃競技のための施設及び設備を提供する業務

（２）射撃競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務

（３）熊本県総合射撃場条例第１条に規定する設置目的を達成するために必要な業務

（４）　射撃場の使用の許可に関する業務
（５）　射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務
（６）　「熊本県総合射撃場の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務
（７）　（１）から（６）に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4　参加資格
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
（２）　県内に主たる事業所（又は主たる事業所）を有すること。
（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
（４）　労働者災害補償保険に加入していること。
（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
ア　グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体を窓口として事務を行う。
イ　申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ　５の（１）のウ～ク及びケの（ア）については、参加者それぞれについて提出すること。
エ　一申請者一提案
申請については、一申請者一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
また、代表団体は４の（１）～（８）のすべての要件を満たすことが必要で、その他の構成員は４の（２）を除くすべての要件を満たすことが必要である。

5　申請の手続
（１）　申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　事業計画書
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所（又は主たる事業所）を有する者にあっては、主たる事務所（又は主たる事業所）の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
熊本県教育庁体育保健課（県庁新館6階）
郵便番号862－8609　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096－383－1111（内線6732又は6739）
（３）　提出期間
平成17年11月1日（火）から平成17年11月11日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
正本1部及び副本9部（副本についてはコピーで構わない。）

6　指定管理候補者の選定
平成17年11月若しくは12月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委

員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

7　募集要項の交付

５の（２）に掲げる場所で、平成17年9月29日（木）から平成17年11月11日（金）までの間に、交付する。

8　説明会

（１）　日時

平成17年10月13日（木）午前10時00分～

（２）　場所

射撃場会議室

（３）　その他

説明会への参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

9　留意事項

（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ　虚偽の内容が記載されているとき

オ　その他、指定管理候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

（２）　提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他

（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、射撃場の管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先

５の（２）に同じ。

熊本県教育委員会公告第23号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成17年9月29日

熊本県教育委員会委員長　岡　畑　　寛

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

（１）　名称

熊本武道館（以下「武道館」という。）

（２）　場所

熊本市水前寺五丁目23番2号

（３）　施設の規模等

ア　敷地面積　3,760平方メートル

イ　主な建物　武道館（延床面積3,143平方メートル）

（４）　施設の概要

剣道場、柔道場、第1小道場、第2小道場、事務室、会議室、宿泊室、駐車場等

2　指定管理者が行う業務

（１）　柔道、剣道その他の武道のために施設及び設備を提供する業務

（２）　柔道、剣道その他武道に関する相談に応じ、及び指導を行う業務

（３）　武道館設置の目的を達成するために必要な業務

（４）　武道館の使用の許可に関する業務

（５）　武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務

（６）　「熊本武道館の管理運営に関する業務仕様書」に規定する業務

（７）　（１）から（６）に掲げるもののほか、指定管理者が武道館の管理上必要と認める業務

3　指定管理者の指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4　参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

（１）　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）　県内に主たる事務所（又は主たる事業所）を有すること。

（３）　熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。

（４）　労働者災害補償保険に加入していること。

（５）　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

（６）　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（７）　賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
（８）　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
ア　グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体を窓口として事務を行う。
イ　申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ　５の（１）のウ～ク及びケの（ア）については、参加者それぞれについて提出すること。
エ　一申請者一提案
　申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
　また、代表団体は４の（１）～（８）のすべての要件を満たすことが必要で、その他の構成員は４の（２）を除くすべての要件を満たすことが必要である。

５　申請の手続
（１）　申請書類
　申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア　指定管理者指定申請書
イ　熊本武道館指定管理者事業計画書
ウ　定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ　申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ　労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク　納税証明書
（ア）　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）　熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所（又は主たる事業所）を有する者にあっては、主たる事務所（又は主たる事業所）の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ　その他知事が必要と認める書類
（ア）　県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）　グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（２）　申請書の提出先
　熊本県教育庁体育保健課（県庁新館６階）
　郵便番号 862 － 8609　熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
　電話番号 096 － 383 － 1111（内線 6732 又は 6739）
（３）　提出期間
　平成 17 年 11 月 1 日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
　郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
　電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
（４）　提出部数
　正本１部及び副本９部（副本についてはコピーで構わない。）

６　指定管理候補者の選定
　平成 17 年 11 月若しくは 12 月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。

７　募集要項の交付
　５の（２）に掲げる場所で、平成 17 年 9 月 29 日（木）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの間に、交付する。

８　説明会
（１）　日時
　平成 17 年 10 月 6 日（木）午前 10 時 00 分～
（２）　場所
　武道館会議室
（３）　その他
　説明会への参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者の氏名を５の（２）にあらかじめ連絡すること。

９　留意事項
（１）　以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
ウ　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
エ　虚偽の内容が記載されているとき
オ　その他、指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

（２）　提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

（３）　提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10　その他

（１）　指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

（２）　指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３）　委託料は、武道館の管理に係る経費とする。

（４）　問い合わせ先

５の（２）に同じ。

発行所　熊　本　県　熊本市国府4丁目10－18
平成17年9月29日印刷　印刷所　秀　巧　社
平成17年9月29日発行　電話(代)096－286－2221番
古紙配合率100%